

事業主様  
事務ご担当者様

事務連絡  
令和4年4月  
川口工業健康保険組合

## 被扶養者認定日遡及の取扱いについて

平素は、当健康保険組合の事業運営に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
標記の件、現在運用しております当健康保険組合の被扶養者認定日の取扱いについて法令に則り一部整理いたしましたので、ご通知いたします。令和4年4月以降に扶養の事由が発生した事案より下記の取扱いとなりますので、ご留意いただきますようお願いいたします。併せて被保険者の皆様へご周知の程よろしくようお願いいたします。  
今後とも被扶養者認定業務の円滑な事務遂行にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### ◆ 扶養認定日遡及の運用について 根拠法令【健康保険法施行規則第38条】

原則的に被扶養者を有するに至った日から5日以内の届出ですが、当組合では次の取扱いといたします。

1. 申請事由発生日から1ヵ月以内の受付(当組合到着日)⇒申請事由発生日まで遡り認定
2. 申請事由発生日から1ヵ月を超える受付(当組合到着日)⇒原則当組合到着日で認定  
但し、出生が扶養の事由である場合は、出生日を扶養認定日とします。

※ 1.2 いずれも添付書類等がすべて確認できた場合に限りです。